

障がい者芸術活動支援センター運営業務

企画提案審査要領

令和 4 年 2 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「障がい者芸術活動支援センター運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための企画提案の審査の指針等について定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記4に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 委員会は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総合得点により順位を付すものとする。
なお、総合得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (3) 応募者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

4 審査基準

選定基準・審査内容及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 事業目的	事業目的	委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
2 企画提案内容等	事業の運営	各事業における確実な実施が見込まれる提案となっているか。	15	40
	関係団体・機関との連携	関係団体・機関との連携が見込まれる計画となっているか。	10	
	事業効果	障がい者文化芸術分野の支援に係る具体的手法及び効果が期待できる計画となっているか。	15	
3 事業の確実性	見積書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。	5	45
	事業実施能力	団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等が適正かつ確実に実施できる計画となっているか。	15	
	専門性などの特性	業務の実施に当たって知識と経験を有する人員を配置する計画となっているか。	15	
	事業実績	類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または良好な運営が期待できるか。	10	
4 その他		事業実施に当たって、特に優れた提案や工夫が認められるか。	5	5
合計			100	100